

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成 16 年 11 月に堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村及び入広瀬村の北魚沼郡旧 6 町村の合併により誕生しましたが、合併直後の平成 17 年には 43,555 人だった人口が平成 27 年には 37,352 人となり、10 年余の間に約 14.2%に当たる約 6,200 人が減少するなど、人口減少の加速化が深刻な影を落としています。

年齢区分別の推移でみると、平成 17 年には 6,083 人だった年少人口が平成 27 年には約 1,800 人（30.4%）減少して 4,283 人となった一方で、平成 17 年に 11,890 人だった老年人口が平成 27 年には 390 人（3.2%）増加して 12,280 人となっており、少子高齢化が進んでいます。

この関係で、15 歳から 65 歳までの生産年齢人口については、平成 17 年の 25,580 人が平成 27 年には 20,742 人となり、10 年余の間で約 4,800 人（18.9%）も減少し厳しい状況となっています。

また、本市の産業構造をみると、平成 28 年の産業別事業所数では、第 1 次産業が 39 者、第 2 次産業が 580 者、第 3 次産業が 1,528 者の合計 2,158 者となっています。事業所の規模別でみると、20 人以下の事業所が全体の約 9 割を、5 人以下の事業所が全体の約 7 割をそれぞれ占めており、小規模事業所が地域経済において雇用を支える重要な存在となっています。

なお、本市では中小零細企業が多いことを踏まえて、平成 26 年に「小規模企業振興基本法」が新たに制定されたことを受け、「魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例」を平成 28 年に制定し、中小企業者の企業活動の維持と成長を目指すこととして取組を進めています。

加えて、地方創生推進に係る地方版総合戦略として策定した「魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において人口減少の抑制に向けて社会減と自然減の両面から対策を講じることとしており、特に社会減対策として喫緊の課題となっている「働く場の確保」と「雇用のミスマッチ解消」に対する取組が求められています。

そのうえで、市民生活の基盤となる仕事の創出及び地元企業の業績向上とともに地域経済の活性化を早急に図っていく必要があります。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数 60 件以上を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)を、年平均3%向上させることを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多種・多様な業種によって構成されている地域であることから、幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備の全部を対象とします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、多種・多様な業種によって構成されている地域であり、幅広い取組みを促すため、本計画の対象区域を本市の全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、(1)の対象地域に述べたとおり、多様な業種から成り立っている地域であり、幅広い取組を促すため、本計画の対象業種及び事業は本市で行われる全業種及び全事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組については対象から除きます。
- ・ 魚沼市暴力団排除条例の趣旨に反する事業については対象から除きます。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類する事業については対象から除きます。
- ・ 市税を滞納している者からの申請は対象から除きます。